

社会環境情報開示におけるステイクホルダーの 人間観に関する一考察

向山 敦夫 (大阪市立大学)

I はじめに

社会環境情報開示は、企業をめぐる多様なステイクホルダーの存在を前提とするステイクホルダー社会を理論的基礎にしている。すなわち社会環境情報は、単に株式所有や資金提供を通じた関係だけではなく、これまで必ずしも考慮されてこなかった従業員や地域住民などの多様なステイクホルダーを視野に収めて、各ステイクホルダーへの企業活動の有形・無形のプラスおよびマイナスの影響を表示するための手段として位置づけられる¹⁾。

向山 [2003] では社会環境情報開示の論拠について検討しているが、アカウンタビリティ (accountability) や正統性 (legitimacy) に関する議論を深める中で、それぞれの論拠はある特定の間観を前提にしているのではないか、さらには社会環境情報の受け手であるステイクホルダーとしていかなる人間像が想定されるのか、という疑問に行き着く。

経営行動や会計行動を考察する場合、その行動主体である人間をどのようにとらえるか、またどのような人間観を前提にするかは、これまでさほど重要な論点ではなかったように思われる。しかしながら、例えば、会計測定論のように、純粹技術的な領域である場合には人間観とは直接関係がなく中立的であるかもしれないが、少なくとも人間の行為としての経営行動や会計行動を考察する場合には、意識的にせよ、無意識的にせよ、そこにはある特定の間観が存在していると考えられる。ある特定の間観を前提にしなければ導出できない論理が存在する、と表現した方がより正確かもしれない。その人間観とはいかなるものかは、それを前提にして展開される論理と同様に興味深いものがあるが、そこではその現実妥当性が問われることになる。

本稿は、社会環境情報開示の論拠の中で暗黙裏に前提となっていると思われるステイクホルダーの間観について、試論的に検討することを目的としている²⁾。

II 諸理論の中の間観

社会環境情報開示の論拠を検討する上で前提となっていると考えられる人間観は、必ずしも明示的ではない。ここではまず、他のいくつかの理論的考察において人間観がどのように検討

されているかをみてみよう。

人間観の典型は、経済学における経済人 (economic man) 仮説である。経済人仮説が前提とするのは、最小の費用で最大の経済的利益を追求する「経済的合理性」のみにしたがって行動する人間である (荒・内田・福岡 [1980])。

Simonにしたがえば、経済人がおこなう合理的な意思決定は、以下の3つのステップを踏む(占部 [1966] 182頁)。

- (1) あらゆる代替的な戦略をあげること
- (2) この戦略からのそれぞれから生ずるあらゆる結果を予想すること
- (3) 一定の価値体系からこれらの結果を比較評価すること

個人が合理的な意思決定をおこなうのであれば、必然的にこのような個人の集合である企業は経済合理性にのみしたがって行動すると考えられ、単純に企業をブラック・ボックスとして考察するにいたる。同時に、このような個人から成り立つ市場もまた合理的となる(はずである)。したがって、経済人仮説は市場を究極の制度ととらえる市場信仰と容易に結びつく。このストーリーは描きやすい。ここで言う「合理的」は「効率的」と読み替えても間違いはないと思われるが、逆に言えば、マーケット・メカニズムを重視する立場からは人間は合理的であらねばならず、極端に言えば、人間はそれを可能にする万能な存在でなくてはならない。また、エージェンシー理論は経済人仮説と人間の機会主義的行動を前提としているが、これは実証研究という分析技法に適合するために不可欠な人間観であるといつてよい。理論展開の目的のために、このような人間に対する仮説が現実妥当性を有するか否かはさほど問題とされないのは不思議なことであるが、以下で述べる「限られた合理性」の指摘を待つまでもなく、合理的の意味が問われるのは言うまでもない。

この経済人仮説に対して、Simonは管理人 (administrative man) 仮説を提唱する。すなわち、経済人がおこなう合理的な意思決定に対して、以下のような疑問を呈している(占部 [1966] 183頁。ただし、一部表現の統一のため漢字を書き換えている)。

- (1) 合理性は、各選択から生ずる結果について完全な知識と予想をおこなうことを必要とする。現実には、結果についての知識は常に断片的であり、不完全なものである
- (2) 選択から生ずる結果は将来に属することであるから、それらの結果に対して価値判断を加える場合、想像力を必要とする。価値を予想することは、不完全にしかおこなえない
- (3) 合理性は、あらゆる可能な代替的行動から一つを選択することを要求する。実際には、これらのあらゆる可能な手段のごく一部しか考慮に上らない

周知のように、Simonは経済人がおこなう意思決定の「最適化の基準」に代わって「満足基準」を導出しているが、個人の合理性を否定した場合、このような合理性に限界を有する人間の集合である組織が果たして合理的に行動できるのか、さらには個人が参加する市場は合理的(≒効率的)でありうるのか、という疑問は生起する³⁾。

経済人仮説ほど極端ではないにしても、アカウンタビリティや正統性に関する議論においても特定の間観を垣間見ることができる。例えば、山地〔1992〕は会計情報公開に巨大企業経営者による宥和化の意図を鋭く見いだしているが、そこでの人間は、巨大企業経営者に宥和化される存在として描かれている。すなわち、そこでは人間の主体性は捨象されており、取り込まれて大衆から公衆に変化してしまう存在でしかない。しかしながら、企業が少なくないコストを負担してまで情報公開という宥和化行動に走るのは、投票行動を起こす有権者として、労働運動の主体である労働組合として、あるいは農民運動の主体としての存在がカウンターパワーとなって企業の存続すらも脅かしかねないことを危惧してのことであると理解すれば、実はそこでの人間観は集団として組織されることによって潜在的な影響力を行使しうる存在として認識されているとも解釈できる。

III 概念としての社会的アカウンタビリティ

伝統的なアカウンタビリティの基礎には、財の委託―受託関係 (stewardship) が存在している。典型的には、資金の委託者としての株主と、その管理保全（さらには、運用）を任された受託者としての企業（具体的には、経営者）との間に委託―受託関係を確認することができる。株主は本来自ら経営すべきところ、保有している財（資金）を経営の専門職である経営者に委託する。そこでは受託者から委託者に対して、委託された財の管理保全、さらには運用に関する説明責任（アカウンタビリティ）という権利―義務関係が生じることになり、この説明責任は複式簿記技術と結びつくことによってより明確な形で遂行される。また、この責任は最高意思決定機関である株主総会の承認を得ることによって解除される⁴⁾。形式的な意味でのアカウンタビリティでは、それを遂行する主体である企業（経営者）の義務の側面が強調されるのに対して、もう一方の主体であるステイクホルダー（伝統的な意味では、株主）の権利（および、その執行）の側面については、それが当然のことであるためであろうが、強調されることは少ない。

社会環境情報開示の論拠としての社会的アカウンタビリティ（あるいは、アカウンタビリティの拡張）にともなう議論については、別稿でこれまで検討してきた⁵⁾。企業と多様なステイクホルダーとの間に社会的アカウンタビリティを見いだすためには、さらなる概念上の整備が必要である。ここで指摘しておくべきは、アカウンタビリティの実質的な意味を重視するならば、主体間での双方向性が重要となることであり、義務の側面のみならず（それ以上に）、権利を主張する立場にあるステイクホルダーの主体性が問われる点である。

多分に形式的な色彩を帯びやすいアカウンタビリティの遂行であるが、その社会的意味は企業とステイクホルダーとの間に「合意」や「納得」、あるいは「信頼」などの言葉で表現される感覚が成立することに求めるべきであろう。わが国においては権利の観念が欠け、「権利本位」

ではなく「義務本位」であることが指摘されているが（川島 [1967]）、アカウントビリティの遂行を通じて信頼関係が形成されるためには、ステイクホルダーの側からの働きかけ、情報を求める権利の意識が肝要となる。社会の側からの要請・批判的な関心があるからこそ、企業は信頼性の確保のために（あるいは、自身の正統化戦略のために）、情報開示という手段に対する積極的な立場を採用するのである。

さらに、企業に対してプレッシャーを与えられないステイクホルダーに対して企業は情報を提供する必要性を認めないため、基本的に情報の流れが生じることはない。社会的アカウントビリティは、単に義務さえ果たせば達成されるという静的な概念ではない。情報提供を通じて両者間で成立する合意や承認のための概念装置であって、両者間の緊張関係が基礎にあるという意味で動的な概念として捉えるべきであろう。すなわち、このような意識の高い、自立した個人を前提にしたステイクホルダーとの緊張関係の前提があつてこそ、アカウントビリティの遂行は企業とステイクホルダーとの間で（かつ、社会的にも）意味をもつのである。

外部に情報を公開させるという行為が社会的に機能するためには、いくつかの社会的諸条件や前提が必要である。提供される情報の信頼性が確保されているという社会的条件は言うまでもない。人間観との関係で言えば、情報開示という間接的な手法を通して合意形成が可能であり、納得できる人間、ある一定の知識や思考能力、さらには教育水準とも無関係ではない。

IV 社会環境情報開示における人間観

前節では、アカウントビリティの遂行の社会的意味を企業とステイクホルダー間に醸成される「合意」や「納得」、あるいは「信頼」に求め、権利－義務関係の一方の極にある権利の意識の重要性を指摘した。とくに、社会環境会計情報開示をめぐる社会的アカウントビリティという経済合理性とはかけ離れた論拠においては、社会環境情報や情報の前提となる企業行動に対するステイクホルダーの人間観や利害関係意識が問われることになる。

社会的アカウントビリティとの関係で指摘されている人間観の代表は、「啓発されたステイクホルダー」（國部 [1998]）である。すなわち、環境意識が高く、環境保全コストを負担することを厭わない相当に洗練された人間の存在という前提である。とくに國部 [1998] では、環境保全コスト負担の許容度が強調されている。確かに啓発されたステイクホルダーの存在を仮定して、理念的に彼らとの間のアカウントビリティの構築を考えるのは至極妥当である。経済合理性とは異なる行動基準が求められるであろうからである。逆に言えば、それを仮定しなければ社会的アカウントビリティは画餅であって、成立しえないし機能することもない。人間観はまったく異なるものの、この状況は経済人仮説と似ている。したがって、問題はやはり、啓発されたステイクホルダーの存在の現実妥当性という問題に行き着く。簡単に換言すれば、社会を構成している個人は、能動的なのか受動的なのか、賢明なのか愚かなのか、企業と対等の関係

を築きながら緊張関係を保てるのか無関心なのか、啓発されているのかいないのか、である。少なくとも、アカウンタビリティにもとづく情報提供によって成り立つ社会は、特定の人間観を前提としている。すなわち、主体的で自立した個人の存在である。

環境問題に関する重要なステイクホルダーとしての消費者と企業との関係についてみれば、基本的に潜在的な消費者の主体的なニーズがあって、それに適合するように企業が新製品を開発しているのか、あるいは消費者はまったく受動的な存在でしかなく、企業が本当は不必要かもしれない新製品を開発して、決して賢明ではない消費者の購買欲を刺激しているのかという問題意識に通じている。グリーン・コンシューマーと呼ばれる啓発された消費者の存在が喧伝されているが、消費者が啓発されているかという問いに対しては、家電リサイクル法施行前の不法投棄や家庭ゴミの処理、道路の植え込みに投棄された空き缶やゴミ袋の山を目にするたびに、確かに経済的には「合理的」であるとも言えるかもしれないが、少なくとも大部分の消費者（および一般住民）は決して啓発されているとは言えないと否定的に考えざるをえない。同様の疑問は、グリーン・インベスターと呼ばれる投資家群に対しても感じられるところである。これらの現実を変えていくことは、もはや経済学や経営学、会計学の領域ではなく、小・中学校や家庭における環境教育に依存するところが多い。

V おわりに

本稿では、社会的アカウンタビリティの前提となっているステイクホルダーの人間観について、試論的に検討してきた。

論拠としての社会的アカウンタビリティを考える時、ともすれば情報の送り手である企業（経営者）の義務の側面のみが強調される傾向にあるが、その裏面にある情報の受け手であるステイクホルダーの権利の意識が重要である。もちろん、常に強力なステイクホルダーからの圧力や権利が存在し、それに対して企業が過度に対応しなければならぬ社会が住みやすいかどうかの価値判断はまた別であることは言うまでもない。加えて、そこでのステイクホルダーは、社会的意識の点で相当程度に啓発されている必要がある。理論構築のためにこのようなステイクホルダーを前提とすることは当然であるが、現実妥当性という問題に直面する。社会環境情報開示という間接的な手段が社会において有効に機能する社会は、ある程度の社会的成熟を経験する必要がある。

注

- 1) ステイクホルダー社会という名称は用いていないが、Gray *et al.* [1987] および Gray *et al.* [1996] では、企業がさまざまなステイクホルダーに及ぼす影響をその性質の違い第1次から第3次までの同心円状に説明している。

- 2) 本稿の目的は、社会環境情報開示の論拠の前提となっていると考えられる人間観の検討である。これは、いわば人間のモデルの検討である。通常、モデルとは現実を単純化してあらわすことであり(ヴァリアン [2000] 3頁)、一般的には数値や記号を用いて現実の変化を示すための手段である。モデルはあくまで現実を説明するための手段であり、モデルのためのモデル構築ではなく、モデルの現実妥当性が問題となる。
- 3) 「合理的ではない」人間の集合である組織が「合理的」になりうる可能性の説明として、例えば、人間の能力のうち60%は合理的であって40%が非合理的であると理解すれば、個々人の得意・不得意分野を相殺することによって組織全体としては合理的に行動することができるという解釈は可能である。あるいは、合理的ではない部分、限界ある部分をコンピュータによって代替することができると思うことも可能である。しかしながら、個人の能力全体がおしなべて60%程度の曖昧な合理性しかもたないと考えれば、そのような個人が集まる組織および市場が合理的であるという理解は難しい。また、「合理的ではない」という場合、いったい人間の何が限定されているのかについては、必ずしも明確ではない。
- 4) 自然発生的に説明責任(アカウンタビリティ)に関する権利-義務関係が生じるわけではなく、歴史的にみれば、株式会社の発生とその社会的認知という目的のために、株主と経営者との間に委託-受託関係をもとにした説明責任のサイクル設定しておくことが社会的に不可欠の条件であったとみる方が自然である。
- 5) 例えば、向山 [1995]、向山 [2003] 第5、6章を参照。

(参考文献)

- Gray, R., Owen, D. & Maunders, K. [1987] *Corporate Social Reporting - Accounting & accountability*, Prentice Hall (山上達人監訳/水野一郎・向山敦夫・國部克彦・富増和彦訳 [1992] 『企業の社会報告 - 会計とアカウンタビリティ-』白桃書房)
- Gray, R., Owen, D. & Adams, C. [1996] *Accounting & Accountability - Change and challenge in corporate social and environmental reporting*, London: Prentice-Hall International (山上達人監訳/水野一郎・向山敦夫・國部克彦・富増和彦訳 [2003] 『会計とアカウンタビリティ- 企業社会環境報告の変化と挑戦-』白桃書房)
- Simon, H.A. [1957], *Administrative Behavior 3rd Edition*, The Free Press (ハーバード・A. サイモン/松田武彦・高柳暁・二村敏子訳 [1989] 『経営行動 - 経営組織における意思決定プロセスの研究-』ダイヤモンド社)
- ハル・R・ヴァリアン/佐藤隆三監訳 [2000] 『入門ミクロ経済学 (原著第5版)』勁草書房
- 荒憲治郎・内田忠夫・福岡正夫編 [1980] 『経済辞典』講談社
- 占部都美 [1966] 『近代管理学の展開』有斐閣
- 川島武直 [1967] 『日本人の法意識』岩波新書
- 國部克彦 [1998] 『環境会計』新世社
- 向山敦夫 [1995] 「アカウンタビリティの論理 - 社会関連情報開示の位置づけ-」『会計』第147巻 第5号
- 向山敦夫 [2003] 『社会環境会計論 - 社会と地球環境への会計アプローチ-』白桃書房
- 山地秀俊 [1994] 『情報公開制度としての現代会計』同文館